

上山市告示第91号

令和8年度上山市持家住宅建設等補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

上山市長 山本幸靖



令和8年度上山市持家住宅建設等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住・定住促進を図るため、持家住宅の取得に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 持家住宅 本市内に自ら居住するための一戸建て住宅をいう。ただし、二親等以内の親族から取得する住宅を除く。
- (2) 注文住宅 施工業者と建築工事請負契約を取り交わして建築する持家住宅をいう。
- (3) 建売住宅 建設後居住の用に供されたことのない持家住宅をいう。
- (4) 中古住宅 過去に居住の用に供されたことのある持家住宅をいう。
- (5) 三世帯同居 世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、平成20年4月2日以降に出生した子供を含む3以上の世代が同居していることをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のア、イ又はウに掲げる要件のいずれかに該当する者
 - ア 補助金の交付申請時において次のいずれかに該当し、注文住宅又は建売住宅を取得する者
 - (ア) 本市以外に1年以上住所を有する者
 - (イ) 本市に転入して1年未満の者で、本市に転入する直前に本市以外に1年以上住所を有していた者
 - イ 補助金の交付申請時において本市内に住所を有する者又は本市以外に転出して1年未満の者で、次のいずれかに該当し、注文住宅又は建売住宅を取得する

者

(ア) 平成20年4月2日以降出生した子供と同居する者又は妊娠中であつて第8条に規定する完了届の提出までに出生する子供と同居予定の者

(イ) 令和8年4月2日現在において夫と妻それぞれが40歳未満である夫婦世帯

(ウ) やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金を利用する者

ウ 中古住宅を取得する者

(2) 令和8年4月1日から令和9年3月末日までに、所有権登記又は移転登記及び転入届又は転居届を行う者

(3) 令和8年4月1日から令和9年3月末日までに、第8条に定める令和8年度上山市持家住宅取得（建設工事）完了届を提出することができる者

(4) 市税等を滞納していない者

(5) 申請年度において、この要綱による補助金の交付を受けていない者

(6) 補助金の受領後5年間は転出又は転居しない者

(7) 土砂災害ハザード区域及び想定浸水深3m以上の区域の区域外において持家住宅を取得する者

(8) 上山市暴力団排除条例（平成24年条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員又は暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

(9) その他市長が不相当と認めた者ではないこと

（補助金の額）

第4条 事業の区分及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度上山市持家住宅建設等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図、平面図及び立面図（平面図及び立面図は注文住宅の取得の場合に限る。）

(2) 令和7年度納税証明書（市税）

(3) 住民票謄本（続柄記載のもの）

(4) 売買契約書又は建設工事請負契約書の写し

(5) 三世帯同居をする者は、持家住宅の取得後に同居する者全員の住民票及び続柄が分かる戸籍謄本（住民票により三世帯同居が確認できる場合を除く。）

(6) 建売住宅又は中古住宅を取得する者は、当該住宅の登記簿謄本（新築住宅で未登記の場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し）

(7) 上山市空き家バンク又は住み替えバンク登録物件取得者は、登録決定通知書の写し

- (8) 注文住宅又は建売住宅を取得する者で市内に転入して1年未満の者で本市転入直前に本市以外に1年以上居住していた者は、転入元の自治体の住民票の除票等
- (9) 妊娠中であって第8条に規定する完了届提出前までに出生予定の子供がいる者は、母子健康手帳等妊娠していることを確認できる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認められた場合は、令和8年度上山市持家住宅建設等補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際しては、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第7条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更(補助金の額に増減が生じない場合を除く。)し、又は取り下げるときは、令和8年度上山市持家住宅建設等補助金交付変更(取下げ)申請書(様式第3号)を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認められた場合は、令和8年度上山市持家住宅建設等補助金交付変更(取下げ)承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(完了届)

第8条 交付決定者は、持家住宅の取得を完了したときは、令和8年度上山市持家住宅取得(建設工事)完了届(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 住宅取得に要した費用に係る領収書等の写し
- (2) 世帯全員の住民票(住所及び世帯員の構成が変わらない場合を除く。続柄記載のもの)
- (3) 当該住宅の登記簿謄本
- (4) 当該住宅の完成写真(注文住宅の取得の場合に限る。)
- (5) 検査済証の写し(注文住宅の取得の場合に限る。ただし、建築基準法第6条に規定する建築物の確認申請を要しない場合は、この限りでない。)
- (6) やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金を利用する場合は、認定を受けていることがわかる書類(交付決定通知書)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する届出があったときは、審査を行い、当該工事の完成を確認した後に補助金の額を確定し、交付決定者に対し令和8年度上山市持家住宅建設等補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付請求)

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、令和8年度上山市
持家住宅建設等補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	事業	補助金の額
1 注文住宅又は建売住宅の取得	<p>(1) 補助金の交付申請時において次のいずれかに該当する者が注文住宅又は建売住宅を取得する場合</p> <p>ア 本市以外に1年以上住所を有する者</p> <p>イ 本市に転入して1年未満の者で、本市に転入する直前に本市以外に1年以上住所を有していた者</p>	20万円
	<p>(2) 補助金の交付申請時において本市内に住所を有する者又は本市以外に転出して1年未満の者で、次のいずれかに該当する者が注文住宅又は建売住宅を取得する場合</p> <p>ア 平成20年4月2日以降に出生した子供と同居又は完了届の提出までに出生する子供と同居する者</p> <p>イ 令和8年4月2日現在において夫と妻それぞれが40歳未満である夫婦世帯</p> <p>ウ やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金を利用する者</p>	20万円
2 持家住宅（中古住宅）の取得	<p>(1) 上山市空き家バンク又は住み替えバンク登録物件を取得する場合</p>	20万円（ただし、区分欄3の加算措置を行った後の補助金の合計額が住宅取得額の20%を上回る場合は、住宅取得額の20%を上限とする。）
	<p>(2) (1) 以外の中古住宅を取得する場合</p>	10万円（ただし、区分欄3の加算措置を行った後の補助金の合計額が住宅取得額の10%を上回る場合は、住宅取得額の10%を上限とする。）
3 加算措置	<p>(1) 区分欄1及び2で事業を行う者が平成20年4月2日以降に出生した子供と同居又は完了届の提</p>	区分欄1及び2の補助金額欄に掲げる額に該当子供一人当たり20万円を加算する。（上限60

	出前までに出生する子供と同居予定の場合	万円)
	(2) 区分欄1及び2で事業を行う者が三世代同居となる場合	区分欄1及び2の補助金額欄に掲げる額に10万円を加算する。
	(3) 区分欄1及び2で事業を行う者が上山市立地適正計画に定める居住誘導区域内に居住する場合	区分欄1及び2の補助金額欄に掲げる額に10万円を加算する。
	(4) 区分欄1で事業を行う者で持家住宅の建築を行う際に市内の建築業者(市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人)を利用して工事を行う場合	区分欄1の補助金額欄に掲げる額に10万円を加算する。
	(5) 区分欄1で事業を行う者がやまがた省エネ健康住宅・再エネパッケージ補助金を利用する場合	<p>区分欄1の補助金額欄に掲げる額に住宅性能基準と施工場所により下記の金額を加算する。</p> <p>ZEH+住宅</p> <p>矢来地区地区計画区域内 45万円</p> <p>その他の居住誘導区域内 22万円</p> <p>上記以外 11万円</p> <p>ZEH住宅</p> <p>矢来地区地区計画区域内 27万円</p> <p>その他の居住誘導区域内 13万円</p> <p>上記以外 6万円</p>

令和 年 月 日

上山市長 様

申請者 〒
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

令和8年度上山市持家住宅建設等補助金交付申請書

上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。この申請書に記載した事項は事実に相違なく、私は市税等について滞納していません。

また、補助金を受領後5年以内に転出又は転居した場合は、補助金を返還します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 概要

取得又は施工場所 (地番記載)	上山市		
	<input type="checkbox"/> 土砂災害ハザード区域外(※) <input type="checkbox"/> 浸水想定区域外または浸水深想定が3m未満の区域		
事業内容	<input type="checkbox"/> 注文住宅取得 <input type="checkbox"/> 建売住宅取得 <input type="checkbox"/> 中古住宅取得		
建物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅		
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他()		
契約相手 (工事請負業者) (売主)	事業所名 売主名		
	連絡先	部署・担当	電話番号
工事期間 (取得月日)	工事開始予定日	令和 年 月 日	
	工事完了予定日(取得月日)	令和 年 月 日	

※土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、がけ地区の区域外であること

(第2面)

3 添付書類

○：必要 △：該当する場合は必要 -：不要

書 類 一 覧	注文	建売	中古
(1) 位置図 (取得場所がわかるもの)	○	○	○
----- 平面図	○	-	-
----- 立面図	○	-	-
(2) 令和7年度納税証明書 (市税)	○	○	○
(3) 住民票謄本 (続柄記載のもの)	○	○	○
(4) 売買契約書又は建築工事請負契約書の写し	○	○	○
(5) 三世代同居の場合は取得後に同居する者全員の住民票	△	△	△
----- 続柄が分かる戸籍謄本 (住民票により三世代同居が確認できる場合を除く)	△	△	△
(6) 当該住宅の登記簿謄本	-	△	○
----- 建売住宅で未登記の場合は建築基準法に規定する検査済証の写し	-	△	-
(7) 上山市空き家バンク又は住み替えバンク登録物件取得者は、登録決定通知書の写し	-	-	△
(8) 市内に転入して1年未満の者で本市転入直前に本市以外に1年以上居住していた者は、転入元の自治体の住民票の除票等 (1年以上本市以外に居住していたことを証する書類)	△	△	-
(9) 完了届提出前までに出生予定の子供がいる場合は、母子健康手帳等妊娠していることを確認できる書類	△	△	△
(10) 補助金の振込口座がわかる書類 (通帳、キャッシュカードの写しなど、名前の読み方がわかるもの)	○	○	○

持家住宅建設等補助金計算書

□ 注文住宅・建売住宅取得

補助要件		要件確認欄	補助金額
1	申請者住所要件	<input type="checkbox"/> 市外からの移住者 市内在住者 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 40歳未満夫婦世帯(4月2日現在) <input type="checkbox"/> やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金利用者	200,000円
加 算 措 置	2	平成20年4月2日以降に出生した子供又は完了届の提出前までに出生予定の子供の有無	<input type="checkbox"/> ____人×20万円/人(上限60万円) 円
	3	三世帯同居	<input type="checkbox"/> 該当する 10万円 円
	4	居住誘導区域	<input type="checkbox"/> 該当する 10万円 円
	5	市内業者利用	<input type="checkbox"/> 該当する 10万円 円
	6	再エネ普及促進 やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金を利用する場合	ZEH+ <input type="checkbox"/> 矢来地区地区計画区域内 45万円 <input type="checkbox"/> その他の居住誘導区域内 22万円 <input type="checkbox"/> 上記以外 11万円 ZEH <input type="checkbox"/> 矢来地区地区計画区域内 27万円 <input type="checkbox"/> その他の居住誘導区域内 13万円 <input type="checkbox"/> 上記以外 6万円
補助金額		1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6	円

(第3面)

持家住宅建設等補助金計算書

□ 中古住宅取得

補助要件		要件確認欄	補助金額
1	中古住宅の取得	<input type="checkbox"/> 上山市空き家バンク又は住み替えバンク登録物件等を取得 20万円 <input type="checkbox"/> 上記以外を取得 10万円	円
加 算 措 置	2 平成20年4月2日以降に出生した子供又は完了届の提出前までに出生予定の子供の有無	<input type="checkbox"/> ____人×20万円/人(上限60万円)	円
	3 三世帯同居	<input type="checkbox"/> 該当する 10万円	円
	4 居住誘導区域	<input type="checkbox"/> 該当する 10万円	円
5	合計	1 + 2 + 3 + 4	円
6	住宅取得額	住宅取得額 _____円 <input type="checkbox"/> 空き家バンク等 住宅取得額の20% <input type="checkbox"/> 上記以外 住宅取得額の10%	円
	補助金額	5と6のうち小さい額	円

(第4面)

統計のためのアンケートにご協力ください。

(□にチェックをお願いします。複数選択可)

1 他の補助金等の利用状況

- 併用なし
- みらいエコ住宅 2026 事業 (GX 志向型住宅・長期優良住宅・ZEH 水準住宅)
- やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金 (やまぼっかの家)
- やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ (やまぼっかの家+再エネ設備)
- やまがた未来くるエネルギー補助金
- やまがたの木普及・利用促進事業費補助金
- 中古住宅流通促進事業費補助金
- その他 ()

2 住宅性能について

※補助金利用の有無にかかわらずご回答願います。

- ZEH または ZEH+ 住宅
- ZEH 相当住宅 (ZEH 水準住宅)
- やまぼっかの家認証住宅 (やまがた省エネ健康住宅)
- 該当なし

3 転入及び住宅取得理由について

※市外からの転入者のみ回答願います。

- 勤務先が近いため
- 子供の就学等のため
- 婚姻・同居等のため
- 実家が近くにあるため
- 住環境の改善のため (広い家・新しい家など)
- 気候や環境が良いため
- 利便性が良いため
- その他 ()

様式第2号（第6条第1項関係）

指令 第 号

令和 年 月 日

申請者 住所
氏名 様

上山市長 ⑩

令和8年度上山市持家住宅建設等補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和8年度上山市持家住宅建設等補助事業に対し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則により、下記の条件を付して補助金 円を交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業者等は、次に掲げる場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助金等の交付申請額を変更しようとする場合
 - (2) 補助事業等の内容又はこれに係る経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合
 - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合
- 2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者等は、上山市監査委員の監査を受けることがあるので、証拠書類等を常に整理保存しなければならない。

令和 年 月 日

上山市長 様

申請書 干 一
住 所
氏 名
電話番号

令和8年度上山市持家住宅建設等補助金交付変更（取下げ）申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定の通知があった令和8年度上山市持家住宅建設等補助金について変更（取下げ）したいので、下記のとおり申請します。

記

変更内容	<input type="checkbox"/> 交付申請の取下げ <input type="checkbox"/> 交付申請額の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上記の理由	
交付決定済額	円
変更後の交付申請額	円

備考

変更後の売買契約書又は建設工事請負契約書など添付書類の提出をお願いする場合があります。

様式第4号（第7条第2項関係）

令和 年 月 日

申請者 住所
氏名 様

上山市長 ⑩

令和8年度上山市持家住宅建設等補助金交付変更（取下げ）承認通知書

令和 年 月 日付で申請のあった令和8年度上山市持家住宅建設等補助金の変更（取下げ）について、承認します。

記

変更内容	<input type="checkbox"/> 交付申請の取下げ <input type="checkbox"/> 交付申請額の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）
上記の理由	
交付決定済額	円
変更後の交付決定額	円

上山市長 様

申請者 下 一
住 所
氏 名
電話番号

令和8年度上山市持家住宅取得（建設工事）完了届

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定の通知があった令和8年度上山市持家住宅取得（建設工事）が完了したので、関係書類を添えて届出いたします。

記

1 概要

取得又は施工場所 (地番記載)	上山市		
工 事 期 間 (取得月日)	工事開始	令和 年 月 日	
	工事完了 (取得月日)	令和 年 月 日	
総取得 (工事) 費	円		
交 付 決 定 済 額	円		

2 添付書類

○：必要 △：該当する場合は必要 -：不要

書類一覧	注文	建売	中古
(1) 住宅取得に要した費用（総取得費の金額）に係る書類の写し（領収書、預金口座による振り込み受付書など支払い先がわかるもの）	○	○	○
(2) 世帯全員の住民票（住所、世帯員の構成が変更になった場合。続柄省略なしのもの）	△	△	△
(3) 当該住宅の登記簿謄本（原本提出）	○	△	-
(4) 当該住宅の完成写真（別角度で2枚以上の添付）	○	-	-
(5) 建築基準法に規定する検査済証の写し（建築基準法第6条に規定する確認申請を要しない場合は不要）	○	-	-
(6) やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金を利用していることがわかる書類（交付決定通知書）	△	-	-

3 その他 補助金の支払いには請求書（様式第7号）の提出が必要です

令和 年 月 日

申請者 住所
氏名 様
(指令 第 号)

上山市長 ⑩

令和8年度上山市持家住宅建設等補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで完了届の提出があった令和8年度上山市持家住宅建設等補助金について、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第15条の規定により次のとおり交付額を確定したので通知します。

- 1 補助金等の名称 上山市持家住宅建設等補助金
- 2 補助金等の確定額 円

様式第7号（第10条関係）

令和 年 月 日

令和8年度上山市持家住宅建設等補助金請求書

上山市長 様

住 所
氏 名 ⑩

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定の通知があった令和8年度上山市持家住宅建設等補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 _____ 円
- 2 補助金請求額 _____ 円